

有効期間満了日 令和8年3月31日まで  
熊生環第308号  
令和4年4月5日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準  
について（通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）等の解釈及び運用の基準については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（令和4年3月2日付け熊生環第133号。以下「旧通達」という。）により通達しているところであるが、このたび、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行等に伴い、別添警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（令和4年4月1日付け警察庁丙保発第13号、丙人少発第6号）が発出されたので、各警察署にあっては、部内はもとより営業者等にも周知の上、遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達を廃止する。

※ 警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。